

小林西高等学校いじめ防止基本方針

いじめ・不登校防止委員会

付則1 「宮崎県いじめ防止基本方針」が平成29年7月13日の最終改定を受け、
本校も平成29年9月改定。

小林西高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネット上の書き込みや動画サイトへの投稿により、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

そのため全ての教職員が改めて、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢についての共通理解を持ち、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「小林西高等学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。また、平成29年7月13日の最終改定を受け、本校も改定いたしました。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導体制	6
(2)	校務の効率化	6
(3)	学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実	6
(4)	関係機関との連携について	7
4	重大事態への対処	7
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組みに努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組みが最も重要です。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことなく迅速な対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の心身の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。

いじめの解決に向けて特定の教職員だけが問題を抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめ防止等の対策内容に関する事項

1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校防止委員会」を設置します。そして、年に4回の定例会を開き、いじめ事案発生時は緊急に招集することとします。

【構成員】 校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、衛生看護科主任、学年主任
養護教諭、関係教諭、その他(校長が必要に応じて任命)

【活動】

- 指導計画の作成
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

※別紙1参照8ページ

(1) いじめの防止

ア・生徒が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- ホームルームでの話し合い活動の実施（ロングホームルーム等を利用して各クラス担任が、必要に応じて計画し実施する。）
- ボランティア活動の推進
- 生徒会による文化祭等の学校行事企画提示

イ・教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を高め、自己有用感を育む教育を目指します。

○生徒の信頼を得ることで、生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに日頃から努める。

○職員相互の授業研究会の実施

(イ) 人権教育や教科活動の時間等を中心として、いじめは絶対に許さないという人権感覚を育むことを目指します。

- 人権同和教育の実施
- 情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(ウ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組みを進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 家庭訪問を実施し説明および協力の依頼
- クラス懇談での説明および協力の依頼
- 学年懇談会を利用し説明および協力の依頼

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインについての知識を、教職員及び保護者で共有するとともに、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 生徒の発する具体的なサインの作成と共有
- いじめの相談窓口の周知

※別紙2・3参照9・10ページ

イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に学校独自の定期的なアンケート調査を実施します。

ウ いじめ・不登校防止委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等の持っているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※別紙4参照 11 ページ

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらいは」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実については、速やかに管理職に連絡します。
(いじめ発生時の連絡系統を別紙4参照)

イ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ・不登校防止委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が「みやざき文化振興課」へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、担任をはじめ、いじめ・不登校防止委員会の職員のほか、関係職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることも説明し調査します。

ウ 解決に向けた指導及び支援

- 事実関係が把握された時点で、不登校・いじめ予防対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ・不登校防止委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 専門的な支援などが必要な場合には、みやざき文化振興課及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意をいじめられた生徒、保護者に伝え、安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・みやざき文化振興課及び教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしないう集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

エ 関係機関への報告

- 校長はみやざき文化振興課への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

オ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するために、いじめ・不登校防止委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に真摯に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過度な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実

いじめの実態把握の取り組み状況等、学校における取り組み状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「いじめ問題への取り組みに関するチェックシート」等の活用を通じ、学校におけるいじめの防止の取り組みの充実を目指します。

(4) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① みやざき文化振興課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法についての報告・相談
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として校長が直ちに、みやざき文化振興課に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）と協力することとします。

○ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の商品等に重大な被害があった場合など

○ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事案が発生した場合には、いじめ・不登校防止委員会とは別に、「重大事案発生独立調査機関」を招集し事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

※別紙4参照 11 ページ

【構成員】

内村病院院長 榎内視鏡内科病院院長 弁護士 PTA会長
その他、独立調査機関から依頼されたメンバーとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

基本方針の点検と必要に応じた見直し

- 学校の基本方針は国や県の方針等を勘案し、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しに努めます。